

種類株式と登記

種類株式を発行した場合には、種

大学院ローレビュー」第5巻2頁16頁）
中村直人編著『株主総会ハンドブック』第4版、646頁、大隈健一郎・今井宏・小林量著『新会社法概説（第2版）』191頁。

第3章

上場規則で認められる手法は？
上場会社の
種類株式の活用ポイント

上場会社における
種類株式の利用

わが国においては、これまで上場会社において種類株式は積極的に活用されてこなかった⁽⁶⁾。その背景には、上場会社における種類株式の利用にあたっては、会社法のほかに、金融商品取引所による制限を受けることが考えられる。そこで、第3章においては、東京証券取引所における種類株式の活用事例について解説する。

(6) 無議決権優先株式については、1980年代

種類株式の発行可能種類株式総数、発行済種類株式総数、種類株主の内容、変更年月日等について、登記することとなる（会95①、91③六ないし九）。法人登記については、誰でも閲覧が可能であることから、特に非上場会

社における種類株式の設計に際しては留意をする必要がある。他方で、属人的定めについては、法人登記を要しない。

種類株式をめぐる
上場規則

に日立造船株、日本冶金工業株による発行例がある。が、1990年代末には金融機関による発行例がある。

東証においては、上場会社による優先株式の発行を認めるほか、議決権種類株式の上場が認められる。

(1) 優先株式等に関する上場規則

上場会社は、非参加型優先株式または子会社連動配当株式（以下、「優先株等」という）について発行することが認められている（有価証券上場

規程第3編）。具体的な上場審査としては、次のようなことから判断されることとされている（有価証券上場規程805、上場審査等に関するガイドラインV）。

- ・ 収益性
- ・ 企業内容等の開示の適正性
- ・ その他公益または投資家保護の観点から適切に行われること 等

また、上場会社が優先株等を発行している場合には、通常の適時開示に加え、優先株等の投資判断に影響を与える情報について開示しなければならぬ（有価証券上場規程806）。

加えて、優先株等の流通量が少ない場合等には優先株等すべての上場を廃止することとされている（有価証券上場規程808）。

(2) 議決権種類株式に関する上場規則

東証においては、議決権種類株式について上場が認められる株式としては、次の3種類が挙げられている（有価証券上場規程205①九の二、302の2①⁽⁷⁾）。

- ① 議決権付株式を1種類のみ発行している会社における当該議決権付株式
- ② 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式
- ③ 無議決権株式

すなわち、②複数の種類の議決権付株式を発行している場合の議決権の少ない株式、および③無議決権株